

はじめに

いじめは重大な人権侵害行為で、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つけ、健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、生命や身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものでもあります。いじめは絶対に許される行為ではありません。

いじめ問題は生徒指導上の喫緊の課題となっており、昨今の情報社会の進展により、新たないじめ問題が生じ、複雑化、潜在化しています。このような中、いじめ防止対策基本法が制定され、学校には、すべての教職員がいじめ問題について取り組むべき姿勢を再認識し、組織的に問題に取り組むことが求められています。本校では、全ての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながら傍観することがないように、道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心を育てる教育活動を学校全体を通して行っていきます。「いじめは絶対に許さない」という姿勢を教職員及び児童児童一人一人に対して徹底し、学校と保護者との連携を図りながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応を推進していきます。

そこで、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定および「国のいじめ防止等のための基本的な方針」、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」「守谷市いじめ防止基本方針」に基付き、いじめの防止対策を推進するために、「守谷市立守谷小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ① 「いじめは絶対に許さない」との意識を、学校教育活動全体を通じて、教職員及び児童一人一人に対し徹底します。
- ② いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から児童生徒が発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。
- ③ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することにより、児童を徹底して守り通します。
- ④ 保護者や地域に正確な情報提供を行い、信頼の確保に努めます。

2 いじめの防止・対策について

(1) 守谷小学校は、全教職員でいじめの防止・対策に取り組みます。



